

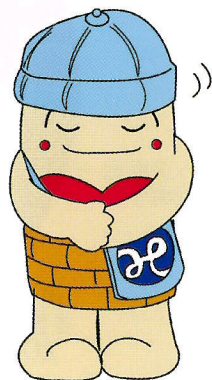
— 会費納入の方法 —

○自治会などを通じて納入

各自治会によって対応は異なりますので、詳しくは加入している自治会等へご確認ください。

○口座振込による納入

金融機関名：東京みどり農業協同組合
支店名：東大和
口座番号：普通 2203453
口座名義：福) 東大和市社会福祉協議会



○社協の窓口で直接納入

本会窓口でも受け付けております。

○払込取扱票による納入

ゆうちょ銀行で使用できる払込取扱票を使用した納入も可能です(ご希望の方には取扱票を郵送いたします)。

○クレジットカードによる納入

寄附決済サービス「Syncable」(シンカブル)を利用し、クレジットカードからも納入いただけます。



Syncable

※東大和市社会福祉協議会の会員会費は寄附金控除の対象になる場合があります。詳細はお住まいの地域の税務署までお問い合わせください。

■お問合せ■

社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会

〒207-0015 東大和中央3-912-3

TEL: 042-564-0012 FAX: 042-564-3680

ホームページ: <https://www.higashiyamatoshakyou.or.jp>



ホームページ

令和6年度

東大和市 社会福祉協議会 会員募集



イメージキャラクター
「しゃきょうのたまちゃん」

誰もが安心して暮らせるまちづくり

社会福祉協議会(社協)は、住民の方々を中心となって行う福祉活動を支え、安心して暮らせるまちづくりを進める機関です。

会員として社協活動にご協力をお願いします

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に「地域福祉を推進する組織」として位置付けられており、高齢者、障がい者、子どもたちなど「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を行っている団体です。地域住民や福祉関係機関、行政等と協力し合いながら、みんなで地域福祉の推進に向けた取組を行っています。

社協会員とは社協の活動にご賛同いただき、資金面からサポートしていただける方です。会員の皆様に納めていただく会費は、社協が行う活動の重要な財源となっています。実際に活動に参加できなくても、会費を納めていただくことで、地域福祉を推進する大きな支えとなります。

会員会費の区分

個人会員

300円から

個人として、また自治会等を通じて社協の活動を支援するために加入していただいています。

300円を基本額としています。募金同様に、より多くの金額でご協力いただくこともできます。

福祉団体会員

一口3,000円

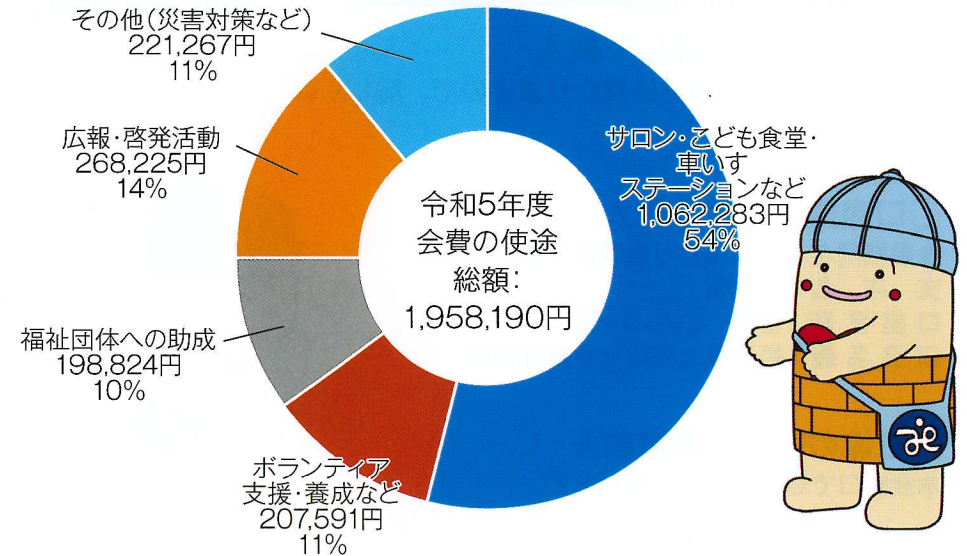
社会福祉法人をはじめ、福祉施設や作業所、団体など福祉に携わる団体や法人が社協の活動を支援するために加入していただいています。

賛助会員

一口5,000円

企業などが社協の活動を支援するために加入していただいています。

会費は何に使われているの？



会費は社協が行う事業や住民主体の活動に活用されており、社協の活動を支える大切な財源となっています。



サロン活動



子ども食堂



車いすステーション



災害ボランティアセンター設置・運営訓練